

指定介護老人福祉施設 契約書

様（以下、「利用者」といいます）と指定介護老人福祉施設 ニューフジホーム（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護老人施設サービスについて、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、老人福祉法と介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了日の1ヶ月前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者が要介護認定の更新で要介護3～5と認定された場合、もしくは要介護1・2の認定で特例入所が認められた場合、契約は更新されるものとします。

第3条(施設サービス計画)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせ、利用者に説明し交付します。

- (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- (2) 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- (3) 施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者に説明します。

第4条(介護老人福祉施設サービスの内容)

事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

- 2 利用者が、利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者およびそのご家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

第5条(要介護認定の申請に係る援助)

事業者は、利用者が要介護認定の更新の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第6条(サービスの提供の記録)

事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

- 2 利用者またはご家族の事前の申し出により、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を事務所で閲覧できます。または、別途料金にて複写物の交付も受けることができます。

第7条(料金)

利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者またはご家族に通知します。
- 3 利用者またはご家族は、当月の料金の合計額を翌月末日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者またはご家族からの料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第8条(契約の終了)

利用者は、事業者に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合事業者は、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく3ヶ月以上遅延した場合。
 - (2) 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合、または入院後3ヶ月経過した場合。
 - (3) 利用者が、事業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
 - (4) やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当(自立)、要支援、または要介護1・2と認定され特例入所の要件を満たさない場合、は所定の期間の契約をもって、この契約は終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - (2) 利用者が死亡した場合若しくは被保険者資格を喪失した場合。

第9条(退所時の援助)

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者およびそのご家族の希望、利用者が退所後に生活される環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第10条(秘密保持)

事業者およびその従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびそのご家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者またはそのご家族から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等へ利用者の個人情報を提供しません。

第11条(身元引受人)

利用者は、身元引受人を定めるものとします。身元引受人については、別紙【身元保証書】により定めるものとします。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

第12条(身元引受人の変更)

利用者は、身元引受人が死亡若しくは変更する時はその旨を直ちに事業者へ通知し、新たに身元引受人を立てるものとします。

第13条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第14条(連絡義務)

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

第15条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条(契約の変更)

介護保険法改正等にかかわる契約の変更が生じた場合は【契約書別紙】及び【重要事項説明書】への同意により行います。

第17条(本契約に定めのない事項)

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第18条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 〈住 所〉 東京都昭島市中神町1260番地
〈事業者名〉 社会福祉法人 ^{恩賜}財団 東京都同胞援護会
〈代表者名〉 特別養護老人ホーム ニューフジホーム
園 長 浅 見 友 博

利用者 〈住 所〉

〈氏 名〉

代理人 〈住 所〉

〈氏 名〉

同意書

退所支援及び入院援助等におけるサービス提供について、必要がある時はサービス提供事業者及び担当者等に対して、私及び私の家族の個人情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 〈住 所〉

〈氏 名〉

家族(または身元引受人) 〈住 所〉

〈氏 名〉